

業務指示書

フィリピン国マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業協力準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年8月20日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年8月25日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。



- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。



第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁計画に係る業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/橋梁設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画／交通規制計画】

- 1) 類似業務の経験：既成市街地における道路計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月29日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
(1)交通量調査、(2)既存ユーティリティーの現状調査、(3)環境社会配慮にかかる現地調査、資料収集等環境アセスメント調査(業務指示書P27に記載有)

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.360 円, US\$1 = 102.39 円, EUR1 = 137.18 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/橋梁設計

道路計画/交通規制計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月16日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
フィリピン国マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業協力準備調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (40.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/橋梁設計 | (40.00) | (16.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 16.00 | 7.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 6.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 8.00 | 3.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 6.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (16.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 7.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 2.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 3.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (8.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 8.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画/交通規制計画 | (20.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 4.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

フィリピンは東南アジアにおいて最も自然災害の多い国の一つであり、なかでも環太平洋火山帯に位置するという地理的特性により、大規模地震の被害が多い。

当国政府は、フィリピン中期開発計画（2011年-2016年）において、包摂的成長を阻害する要因の一つに不十分な投資によるインフラ不足を挙げる一方、事業の計画・設計段階から災害リスク低減策を織り込むことで、より強靱なインフラを整備することを主要課題とし、特に道路・橋梁については、新規建設よりも既存道路・橋梁の改善・修復を優先することを掲げている。

かかる状況下、開発計画調査型技術協力「大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト」（2012年～2013年に実施。以下、「先行プロジェクト」）によれば、主要都市圏の幹線道路上の複数の大規模橋梁が、当国の地形・地質の特徴を踏まえた耐震要求性能を充足しておらず、大規模地震時の被災可能性が高いことが明らかとなっている。中でも、当国のGDPの約4割が集中するマニラ首都圏の基幹交通網であり、当国の旅客輸送の約9割及び貨物輸送の約5割を担う最大の輸送手段でもある幹線道路上に位置する橋梁は、大半が建設から40年以上が経過しており、耐震機能を含む減災対策は喫緊の課題である。

このような状況の下、フィリピン政府の要請に基づき実施することになった「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」（以下、本事業）は、工事規模及び緊急性の高さから、マニラ首都圏における幹線道路上の主要な2橋梁（Lambingan橋、Guadalupe橋）について、先行プロジェクトを通じて提案された橋梁架替等の概略設計及び改訂橋梁耐震設計基準（案）に基づき橋梁架替等を実施することにより、マニラ首都圏内の交通・運輸ネットワークの強靱性を高め、マニラ首都圏の持続可能な経済活動に資するとともに、大規模地震発生後の避難・援助物資運搬経路の確保を通じて被災後の速やかな復旧に資することを旨とするものである。本件協力準備調査（以下、本調査）は、本事業にかかる情報収集・分析、実施体制の確認、実施に向けた提案作成等を行うものである。

2. 業務の概要

(1) 事業名

マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業

(Metro Manila Priority Bridges Seismic Improvement Project)

(2) 事業目的

本事業は、マニラ首都圏内の幹線道路上の2橋梁について、耐震性向上のための架替等を実施することで、マニラ首都圏内の交通・運輸ネットワークの強靱性及び輸送機能の強化を図り、もって災害に強い安定的な経済活動の確保に寄与する。

(3) 事業内容

- ①土木工事（橋梁架替・補強）
- ②コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工管理等）

(4) 事業対象地域

マニラ首都圏（対象橋梁は Lambingan 橋および Guadalupe 橋）

(5) 事業実施・運営／維持管理体制

公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト（開発計画調査型技術協力、2012年～2013年）

3. 業務の目的

本事業について、該当事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業（円借款）として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、本調査に関するフィリピン政府との合意文書（2014年7月署名済み M/D : Minutes of Discussion）に基づき実施される。コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、機構ならびに実施機関等に提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の結果は、本事業に対する円借款の審査を機構が実施する際、その検討資料として用いられる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分機構と協議すること。なお、本事業に関しては先行プロジェクトを実施していることから、本調査では先行プロジェクトにて実施している項目については原則として先行調査結果のレビューを主とし、下記(3)～(7)を中心に調査を行うものとする。

また、本調査で検討・策定した事項が、フィリピン側関係機関への一方的な提案とならないように、フィリピン政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする

こと。

ただし、審査の過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、フィリピン側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 審査の重点項目

本業務の結果を本事業の審査の検討資料とするために、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、機構から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 運営・維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼を行う可能性がある。

(3) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、環境社会配慮ガイドライン)に掲げる道路・鉄道・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ分類としてBが見込まれている。本調査では、フィリピン政府の定める環境社会配慮にかかる許認可手続きについて確認し、先方政府による必要な手続きを支援するとともに、自然環境・社会環境への影響予測と評価・代替案・回避策・緩和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、ステークホルダー協議の開催支援を行う。また、調査の初期段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、機構に報告を行うこととする。

(4) 本邦技術活用 (STEP)

本事業は、本邦技術活用 (Special Terms for Economic Partnership : STEP) 案件とすることを念頭に置いており、各調査の実施過程で、適用可能な本邦技術 (急速施工技術、近接施工技術、耐震技術等) に配慮した検討を行うとともに、STEP の原産地ルールの達成可能性についても検討を行うこととする。なお、STEP については、フィリピン関係機関との協議・調整等が必要となることから、調査の過程において十分に機構と協議を行うこととする。

(5) 事業建設期間中の交通規制計画の検討

事業対象として想定する 2 橋梁は、特に交通量の多いマニラ首都圏の幹線道路上に位置していることから、建設工事に伴う道路交通への負荷を最小限に留める計画を提案すること。また、先行プロジェクトにおける交通需要予測結果も鑑み、詳細な交通規制計画を検討するものとする。

(6) 実施機関への技術支援

1) 先行プロジェクトを通じて提案された改訂橋梁耐震設計基準（案）の普及促進および橋梁耐震補強等にかかる我が国の技術紹介等を目的として、本邦招聘を企画・実施するものとする。

2) 同設計基準（案）について、制度化のために必要となる手続き等について整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消にあたっては、技術的な支援の必要性について検討し提案するものとする。

(7) 事業実施のための許可取得支援

対象 2 橋梁のうち、Guadalupe 橋については、国家文化遺産法（2009 年）により文化財に指定されていることから、事業実施前に DPWH が National Historical Institute 他から事業実施許可を得る必要があり、本調査の中で許可取得のための支援を行うものとする。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な方法・スケジュールがある場合には、プロポーザルにて提案する。

(1) 国内準備作業及びインセプションレポートの説明・協議

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な業務内容及び工程を検討する。検討に当たっては、作業の効率性を十分に考慮し、機構と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

現地調査の冒頭に、機構が確認したインセプションレポートを実施機関である DPWH に対し説明し、調査方針、調査計画、内容につき了解を得る。

(2) 事業の必要性と背景の確認

1) 「フィリピン開発計画」、「公共投資プログラム」、「幹線道路マスタープラン (HSH)」、「メトロマニラ総合交通計画策定調査 (MMUTIS)」、その他運輸交通セクターにおけるマスタープラン等の上位計画、戦略、調査の内容や実施状況、他援助機関の対応等についても確認し、本事業の必要性・重要性を検証、整理する。

- 2) フィリピンの概要（地理・歴史・政治・経済・社会・金融・政府の財政状況等）、我が国との関係等を整理する。
- 3) 本事業の背景、経緯、既存調査、既存資料等を整理する。
- 4) マニラ首都圏の経済・産業・社会等の一般概要及び本事業の交通面での重要性、現地本邦企業への裨益等を確認し、対象橋梁の位置づけ・重要性を整理する。
- 5) 本事業と関連する他ドナー事業、PPP事業等の実績、現状及び予定を整理する。
- 6) フィリピン関係機関の組織、所掌等について整理する。
- 7) 上記 1)～6)を踏まえ、フィリピンにおける交通インフラ整備に関する経緯、将来の整備計画、現在実施されている事業、今後予定されている事業等について、概要を整理した資料を作成する。

(3) 運輸交通セクターに関連する法令や基準等の整理

運輸交通及び関連インフラに関する法令・規則・基準等を整理する。

(4) サイト状況の確認

- 1) マニラ首都圏及び対象橋梁周辺の現況を把握する。既存の調査報告書をもとに、特に、対象橋梁周辺の土地利用状況、河川の状況、水道等のユーティリティーの状況、道路の交通利用状況における現状の課題・問題点を確認するとともに、不足があれば追加調査を実施する。
- 2) 対象地域の交通状況を把握するとともに、交通量調査の確認を行う。
- 3) 既存の調査報告書をもとに、現地踏査結果から不足・課題・問題点が確認された場合には、ユーティリティーの管理者及びフィリピン関係機関等への協議・確認により、対象地域におけるユーティリティーの配置状況を調査する。
- 4) 本業務でレビューを行う概略設計、施工計画の策定、積算について必要な精度を確保するため、フィリピン関係機関と十分に綿密な協議、調整を行い、橋梁設計の条件及び施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び移設の可否等）を整理する。また、合わせて自然条件調査のレビューも実施する。
- 5) 上記 1)～4)を踏まえ、建設工事に伴う道路・水上交通への負荷を最小限に留めるための詳細な建設期間中の交通管理計画を提案する。また、先行プロジェクトの交通需要予測結果も鑑み、詳細な交通規制計画を提案する。

※なお、2)交通量調査および 3)のうちユーティリティーの配置状況調査については現地再委託を認める。

(5) 既設計（概略設計レベル）の確認

- 1) 本事業にかかる資金調達計画（借款・自己資金等）を先方実施機関に確認し、本事業のスコープを確認する。

2) 本事業に関し、以下の通り既設計のレビューを行う。なお、各項目の詳細については機構と協議を行うこと。

- ① 橋梁の橋梁全体一般図及び主要断面図
- ② 橋梁の上部工の設計及び構造計算
- ③ 橋梁の下部工の設計及び構造計算
- ④ 橋梁の基礎工の設計及び構造計算
- ⑤ 橋梁排水設備、伸縮装置、支承等の橋梁付属物設計
- ⑥ 橋梁の耐震設計に関する落橋防止構造等の設計
- ⑦ その他構造物の設計及び構造計算
- ⑧ 護岸設計、護床設計（必要な構造となる場合のみ）
- ⑨ 舗装設計
- ⑩ 施工計画
- ⑪ 安全対策実施計画
- ⑫ 既存ユーティリティーの防護、移設設計及び図面
- ⑬ 完成予想図（パース等）
- ⑭ 本事業にかかる日本企業の技術・比較優位性検討

(6) 事業の実施スケジュール

既設計の実施スケジュールを更新し、コンサルタントの選定、本体工事入札、詳細設計、本体工事の施工等を含めた期間について、月単位のバーチャートにより事業の実施スケジュールを策定する。この際、クリティカルな施工項目や、調達パッケージ及び本体施工以外の工程（住民移転・用地取得、国家投資審査など）等を示した上で、スケジュールの妥当性を検討すること。

(7) コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

上記（6）において策定した事業の実施スケジュール等に合わせ、本事業の実施に必要なコンサルティング・サービス（詳細設計、入札支援、施工監理等）の内容（TOR案）及びその規模（M/M）について計画する。

(8) 事業の概略事業費の積算の確認

事業の概略事業費については、以下に従って積算の確認を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は記載せずに別資料とする。

- ① 本体事業費（環境緩和策及び用地取得・住民移転に係る費用を含む）

- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利
- ⑤ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑥ その他 1（融資非適格項目）
 - ・ 用地補償等
 - ・ 関税・税金
 - ・ 事業実施者の一般管理費
 - ・ 他機関建中金利
- ⑦ その他 2
 - ・ 完成後の委託保守費
 - ・ 初期運転資金
 - ・ 移転地整備にかかる費用
 - ・ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用（該当する場合）
 - ・ 当該事業の実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 各暦年別事業費の算出

上記で算出される概略事業費については、想定される事業の進捗に応じて、事業実施期間中における各暦年へ割り振った計画を作成する。具体的割り振り計画については、別途機構が指示することがある。

3) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式に取りまとめ、提出する。

(9) 調達事情調査

現地の調達にかかる以下の項目に関する調査を実施し、「調達方法の留意事項」として別途機構に提出する。

- 1) フィリピンにおける当該類似案件の調達事情
 - ① 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - ② コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - ③ 施工業者の一般事情
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - ① 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- 3) コンサルタントの選定方法
 - ① International Consultants の採用可否 等
- 4) 施工業者の選定方針
 - ① PQ（Pre-Qualification）条件の設定

② 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

（10）将来交通需要予測の確認

本事業の将来交通需要に影響を与える以下の項目について確認する。

- 1) 対象地域の開発計画
- 2) 鉄道、地下鉄等の他のインフラの整備計画
- 3) 対象地域の社会経済指標
- 4) その他必要な事項

（11）本事業の評価

本事業の整備効果について、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、財務経済分析を行うとともに、定量的指標（運用・効果指標）について本事業完成後 2 年を目処とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、本事業の特性を踏まえ、防災的観点を含めて、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。

（12）事業実施体制

フィリピンで実施されている類似事業（道路、橋梁建設事業）における実施体制や制度などを把握し、本事業実施に必要な体制について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業の実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関のうち本事業に関連する部署の役割、人員体制等の確認（法的な位置づけを含む）
- 4) 実施機関の財政・予算状況
- 5) 実施機関の技術水準
- 6) 実施機関の当該類似事業実施の経験
- 7) 実施機関の技術面・財務面の実施能力の分析
- 8) 実施機関以外の機関のうち本事業に関連する機関及び部署の所掌業務、組織体制、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）

（13）運営・維持管理体制

本事業の維持管理体制について検討を行う。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理すること。

- 1) 維持管理体制の確認
- 2) 維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）

- 3) 維持管理機関のうち本事業に関連する部署の役割、人員体制等の確認（法的な位置づけを含む）
- 4) 維持管理機関の財政・予算状況
- 5) 維持管理機関の技術水準
- 6) 維持管理機関の実績
- 7) 維持管理機関の技術面・財務面の実施能力の分析

(14) 環境社会配慮に係る調査

1) 環境社会配慮制度等の確認

フィリピンにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行う。

2) 環境アセスメント報告書案の作成支援

環境アセスメント報告書の作成要否を確認のうえ、環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。すでに報告書が存在する場合には、必要に応じ不足事項につき追加調査を実施する。また、実施機関による許可申請のための支援を行う。なお、スコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議支援を行う。

環境アセスメント報告書案の主な調査項目は、以下の通り。

- ① ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- ② フィリピンの環境社会配慮制度・組織の確認
 - a 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - b JICA 環境社会配慮ガイドラインとの乖離
 - c 関係機関の役割
- ③ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ モニタリング計画（実施体制、方法など）の検討
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

3) 住民移転計画案の作成支援

住民移転計画作成の要否を確認のうえ、環境社会配慮ガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容、及び以下①～⑩を含めることとする。具体的な作成

手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Sourcebook Planning and Implementation in Development Projects も参照する。すでに計画案が存在する場合には、必要に応じ不足事項につき追加調査を実施する。また、実施機関による承認取得のための支援を行う。作成した住民移転計画案については、実施機関に対して十分な説明を行うものとし、詳細について確認を受けること。

① 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と環境社会配慮ガイドラインの乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

② 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

③ 社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- a 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートを宣言し、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権を付与しないものとする。
- b 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- c 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者に係る情報を整理する。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

※なお、③については現地再委託を認める。

④ 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- a 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）を立案する。
- b 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- c 世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 で定義される完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き、及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を行い、完全な再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があ

るかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び、責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

- d 移転前と比べ、受給権者の生計および生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

⑤ 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道や区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

⑥ 苦情処理手続きの検討

事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑦ 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、費用等）を記載する。また、必要に応じ、当該機関の能力強化策を検討する。

⑧ 実施スケジュールの検討

1) 補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、2) 移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑨ 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

⑩ モニタリング・事業終了評価方法の検討

- a 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- b 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資

料案を作成する。

- c 住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

⑪ 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階における戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかを記載する。

- 4) 本事業実施にあたりフィリピン側で必要となる環境社会配慮の手続きの内容について確認し、必要な書類の作成及び手続きを支援するとともに、進捗をフォローする。

※なお、本事業の住民移転数は少ない場合 30 世帯程度とみられ、既存の他事業（例：洪水対策事業）の住民移転プログラムを一部活用することを検討することも JICA の確認を経た上で可とする。

- 5) フィリピンにおける環境許認可制度と国家投資審査制度の関連を確認・整理し、我が国円借款事業として実施するために必要な環境許認可取得のスケジュールを検討する。

- 6) 環境社会配慮に関する必要な情報収集（水質、底質、騒音、大気質等に関する資料収集、必要に応じた測定等）、住民移転にかかる現地調査及び EIA の実施は、現地再委託にて実施することを認める。

- 7) 対象 2 橋梁のうち、国家文化遺産法（2009 年）に基づき文化財に指定されている Guadalupe 橋については、事業実施前に DPWH が National Historical Institute 他から事業実施許可を取得するための支援を行う。

(15) 本邦技術活用（STEP）の検討

本事業は、本邦技術活用（STEP）案件とすることを念頭に置いており、各調査の実施過程で、適用可能な本邦技術（急速施工技術、近接施工技術等）に配慮した検討を行うこととする。先行プロジェクトで提案された本邦技術をレビューするとともに、その内容についてより詳細に検討する。

また、STEP 条件適用と一般条件適用の場合それぞれの総事業費、総借款額及び総借款返済額の現在価値に基づく比較検討を実施し、本事業実施にあたって最適である借款条件を提案する。

なお、STEP 条件を適用する場合には原産地ルールに従う必要があるため、積算の実施に

あたっては「円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール」（2013年4月17日）を参照し、本邦技術適用費目の適用割合を算出する。また、本事業における本邦技術については経済性・妥当性等を確認の上で採用を決定することとし、現地への適用性・材料供給体制などを適宜、本邦企業又は団体等へ意見徴収すること。

STEPについては、フィリピン関係機関との協議・調整等が必要となることから、調査の過程において十分に機構と協議を行うこととする。

（16）本邦招聘の企画・実施

先行プロジェクトを通じて提案された改訂橋梁耐震設計基準（案）の普及促進および橋梁耐震補強等にかかる我が国の技術紹介等を目的として、実施機関職員等に対する本邦招聘（1回、1週間、参加者5名程度）を実施する。本邦招聘のテーマを初期案としてプロポーザルにて提案し、別見積もりとして費用をプロポーザルに計上すること。当該業務にかかる経費等に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」（2014年4月）を準用する。

なお、コンサルタントは、上記招聘に係る企画・準備・実施・報告を行うこととし、具体的な業務は以下のとおりとする。

- 1) 受入
 - ① 航空券の手配
 - ② 査証の手配（ただし、口上書の作成はJICAが実施）
 - ③ 来日時・帰国時の空港送迎
 - ④ 本邦における宿舎手配及び宿泊先への支払
 - ⑤ 保険加入手続き
 - ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
 - ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配
- 2) 招聘プログラムの実施
 - ① 招聘日程及びプログラムの作成
 - ② 講師の手配（■想定内容による）
 - ③ 見学先・実習先の手配
 - ④ 視察資料の作成
 - ⑤ 講義・実習・見学の実施（■想定内容による）
- 3) 招聘プログラムの監理
 - ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等（■想定内容による）
 - ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
 - ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

被招聘者は入国管理法上の「研修員」に該当しないため、研修査証は発給されない点に留意すること（機構は査証発給手続きに必要なレター等を作成）。また、会議費（招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めません。

(17) 実施機関に対する技術支援の検討

先行プロジェクトを通じて提案された改訂橋梁耐震設計基準（案）について、制度化のために必要となる手続き等について整理する。また、留意すべき事項・ボトルネックの解消にあたっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案するものとする。

(18) 準備調査報告書（ドラフト）の作成・説明・協議

本事業の妥当性・必要性、事業運用・効果指標、事業実施体制、維持管理体制、環境及び社会への配慮等の提言を準備調査報告書（ドラフト）として取りまとめ、フィリピン関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(19) 準備調査報告書の作成

準備調査報告書（ドラフト）に対するフィリピン関係機関及び機構のコメントを反映させ、準備調査報告書を作成し、機構に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、準備調査報告書とする。

各報告書のフィリピン政府への説明・協議に解しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後 0.5 ヶ月以内（2014 年 10 月初旬）

部 数：和文 5 部、英文 15 部

2) 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2014 年 11 月中旬頃

部 数：和文 5 部、英文 15 部

3) 準備調査報告書

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2015 年 1 月下旬頃

部 数：和文 5 部、英文 15 部、電子媒体 3 部

(2) 調査報告書の仕様

上記 7. (1) に示す調査報告書のうち 1) 及び 2) は原則として簡易製本とし、3) は製本とする。報告書類の印刷、電子化 (DVD) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2010 年 3 月版) を参照する。また、2) 及び 3) については 10 ページ程度にとりまとめた要約版を作成することとし、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めること。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(3) その他の提出書類

1) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえで提出。

提出時期：調査終了時

部 数：1 部

2) 議事録 (M/M) 等

フィリピン関係機関との各調査報告説明・協議、及び JICA 事務所等の関係機関とのミーティングに係わる議事録 (M/M) 等を作成し、機構へ速やかに提出する。その際に、上記 7. (1) 1) ~ 3) に示す報告書以外の資料をフィリピン機関へ提出した場合は、議事録等に添付して併せて提出する。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、開催の 10 日前までに配布予定資料 (各報告書の和文要約を含む) を機構へ提出すること。

提出時期：調査報告説明・協議等終了後速やかに提出

部 数：1 部

3) デジタル画像集

本事業実施前と実施後の整備効果の対比を行うことができる現場写真を整理のうえ、機構へ提出する。

提出時期：準備調査報告書提出時

部 数：CD-ROM 2 枚 (写真 40 枚程度)

4) その他

上記の提出物のほか、以下について提出する。

① 調査業務報告書

調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに機構へ提出する。

② 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを機構（現地調査の場合は JICA フィリピン事務所長も含む）に速やかに提出する。

③ その他

上記の提出物のほかに、機構が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本調査は、2014年9月下旬より業務を開始し、2014年11月中旬を目途に準備調査報告書（ドラフト）を、2015年1月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。業務実施工程、各報告書作成の時期は次表のとおり。

| | 2014 | | | | 2015 | |
|-------|------|----|-----|----|------|---|
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 |
| 国内作業 | ■ | | | ■ | ■ | |
| 現地作業 | | ■ | | | ■ | |
| 報告書作成 | ▲ | | ▲ | | ▲ | |
| | ICR | | DFR | | FR | |

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

約 20.00 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／橋梁設計（2号）
- 2) 道路計画／交通規制計画（3号）
- 3) 施工計画／積算
- 4) 環境社会配慮（社会環境）
- 5) 環境社会配慮（自然環境）
- 6) 研修計画
- 7) 設計基準（案）制度化計画

3 現地再委託

以下の項目については、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、契約手続き及び選定については「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月版）」に則り実施するとともに、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

- (1) 交通量調査
- (2) 既存ユーティリティーの現況調査
- (3) 環境社会配慮にかかる現地調査、資料収集等環境アセスメント調査

4. 業務用資機材

本業務実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは調査遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

5. 配布資料

- ・「大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト」最終報告書(2013年12月)

6. 貸与資料

Minutes of Discussion（2014年7月22日署名）抜粋

7 その他

- (1) 関係者との連絡

先方関係機関、国際機関等の現地関係機関のほか、在フィリピン日本大使館、JICA フィリピン事務所及び機構との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮するとともに、関係者間で開催された会議について、議事録を作成のうえで機構へ提出すること。

(2) 安全配慮事項

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。

以上